

令和6年度 法人後見実施機関研修・ 法人後見実施機関連絡会議 開催要綱

1 目的

成年後見制度の担い手となる法人後見は、制度の利用増に対応するための後見人等の担い手の確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障がい者や、支援困難な事例への対応などの観点から、各地で取り組みを推進する必要があります。

とりわけ、組織の公共性・継続性が高く、日常生活自立支援事業の実施等を通じて判断能力が不十分な方の支援のノウハウを有する社会福祉協議会による後見活動については、利用者の安心感確保にもつながるため、さらなる推進が期待されています。

一方、社会福祉法人においては、福祉サービスに関する専門性や地域の関係者とのネットワーク等を活かし、「地域における公益的な取組」の実施により地域社会への貢献が求められており、後見人等の担い手として期待されています。

このような状況を踏まえ、法人後見実施機関研修では、多様な主体による権利擁護支援体制が整備されるよう、法人後見の必要性や取り組む意義を理解し、法人後見を実施するための基本的知識を実践事例も交えて学びます。

また、法人後見実施機関連絡会議では、法人後見事業の実施体制・実務に係る課題や創意工夫を共有し、これからの取り組みのヒントとします。

2 主催

社会福祉法人北海道社会福祉協議会（成年後見制度推進バックアップセンター）

3 開催形式

集合

4 開催日時・場所

◆研修

令和7年2月20日（木） 9：50～14：10

TKP札幌カンファレンスセンター北3条 6階 ホール6A

（札幌市中央区北3条西3丁目1-6 札幌小暮ビル）

◆連絡会議

令和7年2月20日（木） 14：30～16：00

TKP札幌カンファレンスセンター北3条 7階 カンファレンスルーム7A

（札幌市中央区北3条西3丁目1-6 札幌小暮ビル）

5 対象

◆研修 法人後見を実施している法人、法人後見実施を検討中の法人や関心のある法人等

◆連絡会議 法人後見を実施している法人 ※実施を検討中の法人や関心のある法人等は含みません。

6 定員（先着順）

◆研修 120名

◆連絡会議 40名

7 参加費

無料

8 申込期限

令和7年1月31日（金）17時

9 申込方法

下記 URL の申込フォーム（Google フォーム）よりお申し込みください。

研修・連絡会議の両方に参加する場合、それぞれお申し込みください。

◆研修 <https://forms.gle/gL4mFE1a4N9Vu1YNA>

◆連絡会議 <https://forms.gle/ii8HekD2P5SgLLQ26>

※同一機関から複数の方が申し込む場合は、一度にお申し込みいただけます。

※セキュリティ上、申込フォーム（Google フォーム）を利用できない場合、別添「申込書」（Excel）に必要事項を入力の上、メールで事務局にお送りください。

10 プログラム

時間	内容
研修	
9:20～9:50 (30分)	受付
9:50～10:00 (10分)	開会・オリエンテーション
10:00～10:30 (30分)	説明「道内の成年後見制度利用状況と法人後見選任の考慮要素等について」 後見人等を選任する際、後見人等が法人であるときは、その事業の種類及び内容、その法人及び代表者と被後見人等との利害関係の有無を考慮します。 家庭裁判所が法人を選任する際の検討の視点や考え方の理解を深めます。 説明：小林 哲 氏 (札幌高等裁判所 民事部 裁判部企画官)
10:30～12:00 (90分)	講義「法人後見の必要性と取り組む意義」 人口規模が小さい地域が多い本道において、後見人等の担い手の確保は深刻な課題であることから、法人後見の有用性は高いと言えます。 どの地域においても、判断能力の不十分な人がその意思、特性、生活状況等に合わせて多様な選択肢から適切な後見人等を選任できるよう、成年後見制度利用促進に係る最新の制度動向も踏まえ、法人後見の必要性や取り組む意義を考えます。 講師：上山 泰 氏 (新潟大学 法学部 教授、 厚生労働省 成年後見制度利用促進専門家会議 委員)
12:00～13:00 (60分)	休憩／昼食

時間	内容
13:00~14:10 (70分)	<p>実践報告「法人後見の取り組みについて」</p> <p>北海道における法人後見実施機関の実践から、法人後見事業の実施体制づくりや実務に関する理解を深めます。</p> <p>報告：</p> <p>①尾形 永造 氏 (社会福祉法人函館一条 理事長・法人後見支援室一条室長)</p> <p>②山崎 幸恵 氏 (陸別町社会福祉協議会 りくべつ生活安心センターささエール 総合相談専門員)</p> <p>コメンテーター： 上山 泰 氏 (新潟大学 法学部 教授、 厚生労働省 成年後見制度利用促進専門家会議 委員)</p>
14:10	閉会
14:10~14:30 (20分)	【連絡会議参加者のみ】休憩・6階から7階へ移動
連絡会議	
14:30~16:00 (90分)	<p>情報交換「法人後見事業の課題や創意工夫について」</p> <p>事前アンケートにもとづきグループワーク形式で情報交換を行います。</p> <p>法人後見事業の実施体制・実務に係る課題や創意工夫を共有し、これからの取り組みのヒントとします。</p> <p>進行：</p> <p>北海道社会福祉協議会 権利擁護推進部権利擁護課 アドバイザー： 尾形 永造 氏 (社会福祉法人函館一条 理事長・法人後見支援室一条室長) 山崎 幸恵 氏 (陸別町社会福祉協議会 りくべつ生活安心センターささエール 総合相談専門員) 古川 義則 氏 (苫小牧市社会福祉協議会 とまこまい成年後見支援センター 参与、 北海道社会福祉協議会 成年後見制度推進バックアップセンター 運営委員会 委員)</p>
16:00	閉会

11 【連絡会議参加者のみ】「事前アンケート」のお願い

◆「事前アンケート」の作成 ※研修のみ参加する場合は、作成する必要はありません。

- ・連絡会議では、グループワーク形式で情報交換を行います。
- ・情報交換を行うにあたり、別添「事前アンケート」(Word)を作成し、ご提出ください。
- ・同一機関から複数の方が申し込む場合、参加者ごとではなく、機関で1つ作成してください。
(情報交換のグループ分けは、参加者ごとに分ける場合があります。)
- ・作成の際、別添「事前アンケート作成に係る留意事項」(PDF)をご覧ください。
- ・「事前アンケート」は資料として配布します。

◆「事前アンケート」の提出方法・提出期限

- 申込のほか、別途「事前アンケート」(Word) をメールで事務局にお送りください。
- メールタイトルには、「【事前アンケート提出】法人後見実施機関連絡会議」と入力してください。
- Word のタイトルには、市町村コードと提出年月日、所属機関名を入力してください。
[例] 北海道社会福祉協議会(札幌市)が、2025年(令和7年)1月20日に提出する場合
100_250120_北海道社会福祉協議会_事前アンケート_R6 法人後見連絡会議
※市町村コードは本要綱5ページの「市町村コード表」をご覧ください。
- 提出期限：令和7年1月31日(金)17時、提出先：backup_center@dosyakyo.or.jp

12 禁止事項

- 本研修・連絡会議の録画、録音、撮影及び資料の二次利用、SNS等への投稿は固くお断りします。
- 本研修・連絡会議の内容の盗用が発覚次第、著作権・肖像権侵害等として対処させていただきます。

13 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いにつきましては、本研修・連絡会議のみの使用とさせていただきます。

14 Q&A

Q1：情報交換の進行や記録は、事務局が行うのでしょうか。

A1：各グループにおいて、進行や記録等、役割分担していただきます。

Q2：情報交換のグループ分けはどのように行いますか。

A2：参加者の所属する機関、地域に関わりなく、グループ分けを行う予定です。

Q3：申込後に参加者の変更やキャンセルはできますか。

A3：できます。申込期限を過ぎてから、参加者の変更やキャンセルをする場合、事務局まで電話でご連絡ください。

15 問合せ先

北海道社会福祉協議会 権利擁護推進部権利擁護課(担当：中野)

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7 2階

TEL：011-241-3978(直通) FAX：011-251-6156 E-mail：backup_center@dosyakyo.or.jp

成年後見制度推進バックアップセンターのホームページ：<http://www.dosyakyo.or.jp/seinenkouken/index.html>

本事業は、北海道の委託を受け実施します。

市町村コード表

市町村コード	市町村名
100	札幌市
202	函館市
203	小樽市
204	旭川市
205	室蘭市
206	釧路市
207	帯広市
208	北見市
209	夕張市
210	岩見沢市
211	網走市
212	留萌市
213	苫小牧市
214	稚内市
215	美唄市
216	芦別市
217	江別市
218	赤平市
219	紋別市
220	士別市
221	名寄市
222	三笠市
223	根室市
224	千歳市
225	滝川市
226	砂川市
227	歌志内市
228	深川市
229	富良野市
230	登別市
231	恵庭市
233	伊達市
234	北広島市
235	石狩市
236	北斗市
303	当別町
304	新篠津村
331	松前町
332	福島町
333	知内町
334	木古内町
337	七飯町
343	鹿部町
345	森町
346	八雲町

市町村コード	市町村名
347	長万部町
361	江差町
362	上ノ国町
363	厚沢部町
364	乙部町
367	奥尻町
370	今金町
371	せたな町
391	島牧村
392	寿都町
393	黒松内町
394	蘭越町
395	二セコ町
396	真狩村
397	留寿都村
398	喜茂別町
399	京極町
400	倶知安町
401	共和町
402	岩内町
403	泊村
404	神恵内村
405	積丹町
406	古平町
407	仁木町
408	余市町
409	赤井川村
423	南幌町
424	奈井江町
425	上砂川町
427	由仁町
428	長沼町
429	栗山町
430	月形町
431	浦臼町
432	新十津川町
433	妹背牛町
434	秩父別町
436	雨竜町
437	北竜町
438	沼田町
452	鷹栖町
453	東神楽町
454	当麻町
455	比布町

市町村コード	市町村名
456	愛別町
457	上川町
458	東川町
459	美瑛町
460	上富良野町
461	中富良野町
462	南富良野町
463	占冠村
464	和寒町
465	剣淵町
468	下川町
469	美深町
470	音威子府村
471	中川町
472	幌加内町
481	増毛町
482	小平町
483	苫前町
484	羽幌町
485	初山別村
486	遠別町
487	天塩町
511	猿払村
512	浜頓別町
513	中頓別町
514	枝幸町
516	豊富町
517	礼文町
518	利尻町
519	利尻富士町
520	幌延町
543	美幌町
544	津別町
545	斜里町
546	清里町
547	小清水町
549	訓子府町
550	置戸町
552	佐呂間町
555	遠軽町
559	湧別町
560	滝上町
561	興部町
562	西興部村
563	雄武町

市町村コード	市町村名
564	大空町
571	豊浦町
575	壮瞥町
578	白老町
581	厚真町
584	洞爺湖町
585	安平町
586	むかわ町
601	日高町
602	平取町
604	新冠町
607	浦河町
608	様似町
609	えりも町
610	新ひだか町
631	音更町
632	士幌町
633	上士幌町
634	鹿追町
635	新得町
636	清水町
637	芽室町
638	中札内村
639	更別村
641	大樹町
642	広尾町
643	幕別町
644	池田町
645	豊頃町
646	本別町
647	足寄町
648	陸別町
649	浦幌町
661	釧路町
662	厚岸町
663	浜中町
664	標茶町
665	弟子屈町
667	鶴居村
668	白糠町
691	別海町
692	中標津町
693	標津町
694	羅臼町